

鳥取市令和5年台風第7号被災企業復興支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市令和5年台風第7号被災企業復興支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び本補助金の目的により経済観光部長が別に認める者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、令和5年の台風第7号等により被災した中小企業者等が行う被害施設の原状回復や設備の復旧、災害防護対策等の取組を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業であって、鳥取県が行う令和5年台風第7号等災害企業復興補助金交付要綱（令和5年8月21日付け第202300134038号鳥取県商工労働部長通知）の適用を受け、交付決定を受けた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年台風第7号等災害企業復興補助金（以下「県補助金」という。）以外の同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす別表第2欄に掲げる者とする。

- (1) 本市に主たる事業所を有する者であること。
- (2) 本補助金の交付申請を行っていない者であること。
- (3) 本事業において改修した施設又は設備を用いた事業継続の意思があること。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金の補助の対象となる経費（ただし、消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

2 前項の補助対象経費は令和7年3月29日までに県補助金の額の確定を受けたものでなければならない。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を限度額とする。

(補助申請等)

第8条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

2 前項の手続は、県補助金の額の確定を受けた後令和7年3月29日までに行わなければならない。

- 3 様式第1号に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 県補助金交付要綱に基づく実績報告書類の写し
 - (2) 県補助金にかかる交付額確定通知書の写し
 - (3) 令和5年台風第7号等により被害を受けた施設又は設備の写真
 - (4) 改修後の施設又は設備の写真
 - (5) 誓約書(様式第2号)
 - (6) その他市長が必要と認めるもの

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間とする。)とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市令和5年台風第7号被災企業復興支援補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第7条関係）

1 事業区分	2 補助対象者	3 補助率		4 限度額
令和5年台風第7号等で被害のあった施設及び設備の復旧、復旧に併せた生産性向上又は災害防護対策に資する事業	令和5年台風第7号等で被災した中小企業者等	補助対象経費のうち 300万円以下部分	1/6	50万円
		補助対象経費のうち 300万円を超える部分	1/2	50万円